

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年2月14日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田達伸

新潟県後期高齢者医療広域連合条例第6号

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（平成19年新潟県後期高齢者医療広域連合条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新	旧
<p>新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月1日 条例第19号</p> <p>(支給対象)</p> <p>第2条 次に掲げる者(以下「特別職の職員等」という。)がその職務に従事したときは、報酬及び費用弁償を支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げる者以外の非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。)</p> <p>2 (略)</p>	<p>新潟県後期高齢者医療広域連合特別職の職員等の報酬及び費用弁償等に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月1日 条例第19号</p> <p>(支給対象)</p> <p>第2条 次に掲げる者(以下「特別職の職員等」という。)がその職務に従事したときは、報酬及び費用弁償を支給する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号に掲げる者以外の非常勤の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下「非常勤職員」という。)</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。